

南城市議会新型コロナウイルス等感染症感染拡大防止対策

1 本会議の運営について

(1) 議案説明

会議の定足数に配慮しながら、本会議場に出席する奇数番号の議席の議員と全員協議会室等でモニターから視聴する偶数番号の議席の議員に分ける。
説明員は、議案説明のない職員は出席しない。

(2) 議案に対する質疑

会議の定足数に配慮しながら、質疑のある議員と奇数番号の議席の議員のみ本会議場に出席し、それ以外は全員協議会室等でモニターから視聴する。
答弁のない職員は出席しない。

(3) 一般質問

会議の定足数に配慮しながら、一般質問を行う議員と奇数番号の議席の議員のみ本会議場に出席し、それ以外は全員協議会室等でモニターから視聴する。
答弁のない職員は出席しない。

(4) 採 決

全議員が出席する。
説明員は、三役のみの出席とする。

※定足数:議員定数の半数以上であるので、議長を含め10名以上である。

2 委員会の運営について

(1) 委員席

委員間及び職員間の間隔を広く設ける。

(2) 議案審議

必要があれば、2つの常任委員会で全員協議会室を交互に使用し、議員間、職員間の間隔を広く設ける。
説明のない職員は出席しない。

3 傍聴について

傍聴の禁止はできないが、傍聴の自粛を依頼する。どうしても傍聴したい方は、マスク着用、手指消毒、体温測定を依頼し、傍聴席の間隔を広くとってもらおう。
発熱等の場合、傍聴を遠慮してもらおう。

4 その他

本会議、委員会中もマスクを着用する。また、発言時も同様とする。
本会議及び委員会等の開催時に、概ね1時間に1回程度、扉及び窓等を開け換気を行う。

- ・会派室の換気をそれぞれの会派で行う。
- ・随時、消毒液で手すり等を消毒する。
- ・本対策は、昨今の感染状況（第2波等）及び国、県等の動向を踏まえ、議長が適宜判断し実施することとする